

令和3年10月1日

営業時間変更の命令違反に係る裁判所への通知について

まん延防止等重点措置の適用期間（8月2日～9月30日）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項の規定に基づき、営業時間変更等の要請を行った金沢市内の飲食店に対して調査等を行い、8月26日、この要請に応じなかった21店舗について、同条第3項の規定に基づき営業時間変更の命令を行いました。

その後、9月30日までの現地調査により、この命令に従わなかったことが確認された19店舗について、10月1日、裁判所に対して「過料事件通知書」を送付しました。